

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月 3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（21）略 <u>（22）</u> 略 <u>（23）</u> 略 <u>（24）</u> 略 <u>（25）</u> 略 <u>（26）</u> 略 2 略	別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（21）略 <u>（22） 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例</u> <u>（平成18年鳥取県条例第48号）第2条の規定に</u> <u>基づく手数料</u> <u>（23）</u> 略 <u>（24）</u> 略 <u>（25）</u> 略 <u>（26）</u> 略 <u>（27）</u> 略 2 略

附 則

この規則は、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第50号）の施行の日から施行する。